

回 議 用 紙

分類記号	
保存期間	永・10・5・3・1

専決区分	市長	取扱区分	重要・至急・秘
市長 	副市長 	部長 	課長 
	課長代理	係長	係 
			

合 議	総務部長 	財政課長 	起案者 職・氏名	資産経営課 管財係 主事 足田 裕也
	会計管理者 		文書番号	湖企資第 号
起 案	令和元年12月17日	文書の日付	令和 年 月 日	
決 裁	令和元年 / 12月24日	公 印	要 ・ 不要	
受信者		発信者		

標 題
湖西市物品管理規則の一部改正について（伺い）

このことについて、下記及び別紙のとおり規則の一部を改正する。

なお、例規審査会における修正等の意見はなし。

記

1. 一部改正する規則

湖西市物品管理規則

2. 改正内容

別紙のとおり

3. 改正理由

令和元年11月18日付け湖監第25号にて意見があったとおり、備品の取得価格が低く管理負担が大きいこと。また、近隣市と比較した際も取得価格が低いため、取得価格を引き上げることで備品の管理負担や事務負担の軽減を図る。

裏面へ続く

4. 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

ただし、第2条第1項第1号の改正規定（「取得価額」を「取得価格」に改める部分に限る。）及び第19条第2項から第41条までの改正規定は、公布の日から施行する。

5. 経過措置

改正前の湖西市物品管理規則第2条の規定により備品に区分されている物品は、改正後の湖西市物品管理規則第2条の規定により備品に区分されたものとみなす。

以上